一方働者　四八〇名（内廿〔名〕）
女工方　二〇名
合同工場迄
本工場ハ陸軍指定工場トシテ作業シツヽアリ其ノ納期三月末ナルニ工場ヲ其ノ他建物ノ震災ニ害ヲ受ケ十二月以来ヨリ休
四割増給記録ノ勘定ニ対シ一割ノ増給ト昨年作業ヲ始
ムニ当リテ之ヲ定期ニ定額毎月二十日以来ヨリ約ノ
内ノ十名ヲ休ミテ定職ノ見込ツカサルカ方働者ノ一部ニ不穏
ノ申込アリ作業就労者ノ勤労ニ対シテ前記作業
定額上ノ四割ノ増給ヲ要求セルカ甚キノ解雇者ニ手当支給
要求セシモ之ニ同意（四月二十二日）
要求ノ件
一、従来ノ給与ニ対シ四割増給ト勤労者ニ対シ一割ノ増給
以上ヲ要求セリ
一、解雇者ハ退職手当ノ支給規定
一、解雇者ノ退職手当ハ勤続年限ニ依リ支給スルコト
整理後ハ当分ノ作業ニ勤務セシメ支給規定ニ依ル
四月廿六日右ヲ北署ニ於テ解決ス
一、工場主ハ先ツ解雇者ニ対シ一人平均三円ヲ支給スルコト
一、工場主ハ解雇者ニ対シ手当ヲ四月限リ支給ス
右協定ス
一、退職手当ハ従来ノ規定ニ依リ支給スルコト
一、工場主ハ罹災者ノ救恤ニ付テハ家族ノ見舞金ヲ
一金一封ヲ支給スルコト
一、工場主ハ作業ノ作業者ニ対シ手当ヲ支給スルコト